

緑と花の市民の会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、緑と花の市民の会（以下「本会」という）と称する。

(事 務 局)

第2条 本会は事務局を、北見市役所内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、未来に向かって森に囲まれた緑と花のあふれる住みよい街づくりを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 緑と花の計画立案並びにその推進に関すること。
- (2) 緑と花の思想普及、啓蒙並びに宣伝すること。
- (3) 植樹祭に関すること。
- (4) 緑と花の講習会及び研修に関すること。
- (5) 苗木、花、種等の斡旋に関すること。
- (6) 自然保護思想の普及、宣伝、並びに推進に関すること。
- (7) その他この会の目的達成に必要な事業。

2 前項各号の事業は、常任理事会の補助としての委員会で協議し、理事会を経て円滑に実施するものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 本会の目的に賛同する北見市在住の団体等をはじめ、総会で報告された者（以下「団体会員」という。）

(2) 本会の目的に賛同する市民等をはじめ、総会で報告された者（以下「個人会員」という。）

(入会及び退会)

第6条 団体会員並びに個人会員になろうとする者は、入会申込書を添えて、また退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

(会 費)

第7条 会費は、理事会で定める会費を納入するものとする。

(既納金品の不返還)

第8条 退会された会員が、既に納入した会費その他の金品は返還しない。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 12名以内 (会長及び副会長を含む。うち数名を常任理事とする。)

(4) アドバイザー 若干名

(5) 監事 2名

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長は、理事の互選により定める。

4 会長は理事会の議を経て、理事の中から副会長並びに常任理事を指名する。

5 アドバイザーは、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

(職 務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、会務を執行する。

4 常任理事は、理事会の定めるところに基づき、常任理事会規程により会務を処理する。

5 アドバイザーは、委員会において経験を生かした助言を行う。

6 監事は会務及び経理を監査し、必要あるときは会議に出席して意見を述べるものとする。

(委 員 会)

第11条 本会は、会務の適切な運営を図るため、常任理事会の補助として委員会を置くことができる。

2 委員会は、別に定める委員会に関する規程に基づくものとする。

(任 期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名 誉 会 長)

第 13 条 本会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

(相談役)

第 14 条 本会に相談役を置くことができる。相談役は、前会長を充てるものとする。

(顧問及び参与)

第 15 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

2 顧問及び参与は、本会の運営について意見を述べることができる。

(事務局の運営等)

第 16 条 事務局には、事務局長及び事務局員を置き、会務に関する事務、会計事務、その他の事務全般を行うものとする。

2 会計事務は事務局長を責任者として、予算に基づく収入・支出の適正な管理及び各会計の監査を受けなければならない。

3 事業計画等に基づく予算の事業間流用は、常任理事会の議決を得なければならない。

ただし、校庭緑化事業の変更は、緑の募金額相当分を上限とし、事務局長にこれを一任することができる。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 17 条 本会の会議は、通常総会・臨時総会及び理事会とし、会長が招集する。

(総 会)

第 18 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の 2 分の 1 以上から会議の目的を示した書面により請求があったとき開催する。

(総会の決議事項)

第 19 条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選任
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(議 長)

第 20 条 総会の議長は、出席会員の中から選出し、理事会の議長は会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 21 条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(理 事 会)

第 22 条 理事会は、会長又は理事の過半数が必要と認めたとき開催する。

(理事会の決議事項)

第 23 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議 決)

第 24 条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第 25 条 止むを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、前条第 2 項の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数及び出席した数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過

第 5 章 会 計

(経 費)

第 27 条 本会の経費は、会費、寄付金及び市助成金、その他の収入金をもってこれに充てる。

(会 計 年 度)

第 28 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑 則

(委 任)

第 29 条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

この会則は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

平成 20 年 4 月 18 日一部改正

平成 24 年 4 月 19 日一部改正

平成 28 年 4 月 11 日一部改正